

**1. サイバーセキュリティ対策の強化について**（主要行、全国地方銀行協会／第二地方銀行協会、日本証券業協会、生命保険協会、日本損害保険協会）

- 今事務年度、デジタルライゼーションの進展や国際動向等を踏まえ、昨年 10 月に改訂した「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」に沿って、サイバーセキュリティ対策の強化に取り組んだところ。今事務年度の総括として、金融業界全体に関する事項について、3 点申し上げる。
- 1 点目として、政府全体の動きとして、先月（5 月 23 日）、「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る安全基準等策定指針」が改定された。  
今般の改定により、重要インフラ事業者には、新たに「適切なデータ管理」が求められることとなり、具体的には、
  - ・ システムのリスク評価に応じたデータの適切な保護や保管場所の考慮をはじめとした望ましいデータ管理を行うこと、
  - ・ クラウドサービスなど新しい技術を利用する際には、国内外の法令や評価制度等の存在について留意すること、等が規定されている。当庁としては、今般の改定を踏まえ、FISC との間で議論を始めているところであるが、各金融機関におかれても、保管するデータの管理状況の再確認等、必要な対応をお願いしたい。
- 2 点目として、デジタルライゼーションの加速的な進展が金融サービスに与える影響等に関する大手金融機関へのヒアリングにおいて、認識・把握されたサイバーセキュリティ対策等にかかる共通課題。
  - ・ 特に、クラウドをはじめとする新たな技術に関して、知見の集積・専門人材の確保を進めつつ、セキュリティ対策を講じている一方で、
  - ・ デジタルライゼーションの進展による外部依存度（サードパーティリスク）の高まりにより、各金融機関が構築してきたセキュリティ対策の外側に大きなリスクが生じる可能性があり、

サイバー攻撃を事前に防御することが困難であることを踏まえると、攻撃

されることを前提とした対策が重要。

そうした課題も踏まえ、国際的な動向も考慮に入れながら、デジタル化の進展に対応した適切なリスク管理の状況について、モニタリングしていく必要がある。

- 3点目として、今月、平時の情報共有、金融分野の危機管理の対応態勢の強化のため、当庁、日本銀行、金融セクター（銀行、証券、生損の各協会）、金融ISAC、FISC との間で、「サイバーセキュリティ対策関係者連携会議」を開催。今後、大規模インシデント発生時に緊密に連携を図るため、官民の関係団体との間で連携手順を共有するとともに、演習等を通じた実効性の向上を図っていく。
- 来年は、「2020年東京オリパラ大会」を控え、サイバー攻撃の脅威が益々高まる状況。各金融機関におかれては、経営陣の適切な関与の下、もう一段の対策強化をスピード感持って進めて頂きたい。

## 2. コンプライアンス・リスク管理に関する傾向と課題について（主要行、全国地方銀行協会／第二地方銀行協会、日本証券業協会、生命保険協会、日本損害保険協会）

- コンプライアンス・リスク管理に関し、昨年10月のディスカッションペーパーの公表後、主な金融機関の現状把握を実施してきた。  
その結果、DPの主要メッセージである、「ビジネスモデル・経営戦略・企業文化とコンプライアンスは一体」、「法令等の既存のルールへの遵守にとどまらず幅広いリスクを捉える必要」といった考え方に対する経営陣の認識・理解が不足しており、具体的な行動に必ずしもつながっていないという点が課題として認識された。
- 当庁としては、各金融機関が持続可能なビジネスモデルを不断に追求しつつ、企業価値の向上につながるコンプライアンス・リスク管理を進めるための後押しを、今後も行っていく必要があると認識。

## 3. FATF 第4次対日相互審査への対応及び外国人の受入れ対応について（主要行、全国地方銀行協会／第二地方銀行協会）

- 本年10月のFATF オンサイト審査まであと4ヶ月余りとなった。各金融機関におかれては、4月に改訂したガイドラインで明確化した、全ての顧客のリスク評価やリスクに応じた継続的な顧客管理の実施に向けて、取組みを加速して頂きたい。
- また、4月からは新たな在留資格による外国人材の受入れが始まっている。皆さまにおかれても、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を踏まえ、外国人の銀行口座の開設等に当たっては、受け入れ先企業等と連携も含め、外国人顧客の利便性に配慮して頂くことはもちろんであるが、在留期間の把握に基づく継続的な顧客管理の実施など、リスクベース・アプローチに基づいたマネロン・テロ資金供与対策にも留意いただくよう改めてお願いしたい。

#### 4. FATF 第4次対日相互審査への対応について（日本証券業協会、生命保険協会、日本損害保険協会）

- 本年10月のFATF オンサイト審査まであと4ヶ月余りとなった。各金融機関におかれては、4月に改訂したガイドラインで明確化した、全ての顧客のリスク評価やリスクに応じた継続的な顧客管理の実施に向けて、取組みを加速して頂きたい。

#### 5. 外貨建保険の販売について（主要行、全国地方銀行協会／第二地方銀行協会）

- 近年、銀行窓販の外貨建保険に関する苦情が増えており、皆様には、お客様の意向に沿った形で丁寧な商品内容・リスクの説明や、高齢のお客様に説明する際の親族の同席などをお願いしてきた。
- 国民生活センターに寄せられた苦情の中には、
  - ・「預金と思って契約しており、生命保険の契約とは知らなかった」
  - ・「すぐにクーリング・オフをした後、外国通貨で返金され、日本円に替えると外貨交換の手数料に加え、為替差損分の損失が出るという説明があり、納得がいかない」

といったものもあり、ある消費者団体から、「消費者が支払った円貨を返金すべ

き」との申入れが、生保協や全銀協に対し行われたと承知している。

- 繰り返しのお願いになるが、皆様におかれては、外貨建保険の複雑性に鑑み、お客様への丁寧な商品内容・リスク説明をより徹底して頂くとともに、フィデューシャリー・デューティの観点から、お客様にとって最適な商品の提供に努めて頂きたい。

## 6. 中小企業の事業継続力強化について（主要行、全国地方銀行協会／第二地方銀行協会）

- 中小企業の災害への事前対策強化のため、今国会において、中小企業強靱化法案（「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案」）が成立した。
- 改正法においては、経済産業大臣が、中小企業の事業継続力強化に関する基本方針を策定することとされており、同方針において、中小企業を取り巻く関係者として、親事業者や商工団体とならび、金融機関に対しても、災害の事前対策に必要な資金の融資等、中小企業の事業継続力強化への協力が期待されている。
- また、今般の改正で、経済産業大臣による計画認定制度が導入され、認定を受けた中小企業は、防災・減災設備投資に対する税制優遇等が受けられる。金融機関の皆様におかれては、計画認定制度の周知も含め、引き続き、取引先の事業継続力強化の取組みに協力をお願いします。

## 7. サステナブルファイナンス（SF）に関する金融監督・モニタリング対応検討プロジェクトチームの立上げについて（日本証券業協会、生命保険協会、日本損害保険協会）

- 2015年のSDGsやパリ協定の合意を受けて、金融の流れをサステナブルな資金使途に向けていこうとする動きが国際的に広がりつつある。
- こうした中で、昨年、英PRAが気候変動リスクに係る金融監督上の期待を公表し、蘭中銀は気候変動リスクに係るストレステストの考え方を示している。また、当庁も参加する金融監督当局のネットワークであるNGFSでも、気候関連

リスクが金融機関の健全性や金融システムの安定性に与える影響について議論されているところ。

- 当庁としては、昨年1月に、「SDGs 取組戦略PT」を立ち上げ、その検討結果を「金融行政とSDGs」として取りまとめ公表し、各金融機関の自主的な取組みを促してきたところ。今般、国際的な議論の動向も踏まえ、諸外国の取組みを参考に気候変動リスクに関する金融監督・モニタリングについて論点整理を進めるため、「SFに係る金融モニタリング対応検討PT」を立ち上げ、検討を始めたところ。
- 今後、気候変動リスクをどのように捉えるべきか等、ご意見を伺うこともあろうかと思われるので、その際は、ご協力をお願いしたい。

**8. 取組み方針・KPI を公表した金融事業者のリストの公表について**（日本証券業協会、生命保険協会、日本損害保険協会）

- 取組方針・KPI を公表した金融事業者リストをとりまとめ公表。併せて、販売会社における比較可能な共通KPIの公表状況を公表。  
引き続き、投資信託の販売会社には共通KPIの公表を期待。

（以 上）